

2 畜産物・畜産加工品(※1)の輸出の際に求められる各種証明書

(現在、国内での豚熱や鳥インフルエンザ発生を受けて、一部の国・地域への豚肉、鶏肉や鶏卵の輸出ができません。(問合せ先①))

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和8年1月1日現在

| 国・地域 | 輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください) | 証明書発行機関 (近畿地域) | 問合せ先 |
|--------|--|--|--------|
| | 輸出検疫証明書(牛原皮) (二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| インド | 乳・乳製品、肉・肉加工品(家きん、魚及びこれら加工品を含む)、乾燥卵、乳幼児向け食品、栄養補助食品は、インド政府による製造施設の登録が必要です。(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)(現在、畜産物・畜産加工品の登録された製造施設はありません。魚類・魚製品、栄養補助食品のみが登録されています。※2) | — | ① |
| インドネシア | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ② ① |
| | 輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、家きん肉、家きん卵、食肉製品、家きん卵製品) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(農場の認定が必要)(殻付き家きん卵)(鶏、あひる、七面鳥又はうずらの殻付き生鮮卵であって、人の食用に供されるもの) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(牛の可食部位(内臓を含む。)のうち冷蔵又は冷凍されたもの)、豚肉(豚の可食部位(内臓を含む。)のうち冷蔵されたもの(未経産豚又は去勢豚由来に限る。)又は冷凍されたもの)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| シンガポール | 原料食肉衛生証明書(食肉製品製造施設の認定が必要)又は衛生証明書(日本国内で製造された原料食肉製品等を使用している場合又は、輸入した食肉を使用している場合)(食肉製品等(食肉製品、冷凍食品、そうさい、レトルト食品、缶詰、油脂等で原料に含まれる肉が牛肉、豚肉又は家きん肉(鶏、あひる又は七面鳥の肉に限る。)のみであり、それらが5%以上含まれている製品) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(食鳥処理場、食肉処理場及び製品製造施設等の認定が必要)、又は衛生証明書(日本国内で製造された原料家きん肉製品を使用している場合又は、輸入した家きん肉を使用している場合(家きん肉(鶏、あひる又は七面鳥の可食部位(内臓を含む。))、家きん肉製品(食肉製品、冷凍食品、そうさい、油脂等であって、原料に含まれる食肉が家きん肉のみであり、かつ、それが5%以上含まれている製品(レトルト食品及び缶詰を除く。)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 衛生証明書(家きん卵製品製造施設の認定が必要)(家きん卵製品(鶏、あひる、ガチョウ、七面鳥又はウズラの卵で作られた製品) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 衛生証明書(原料用の乳及び乳製品)(シンガポールから第三国(日本及びシンガポール以外の国及び地域)へ輸出する加工食品の原料として使用するために、シンガポールに輸出される乳及び乳製品) | 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ | ① |
| タイ | 輸出検疫証明書(牛肉、豚肉)【鶏肉、鶏卵は輸出不可】 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(骨なし肉、骨付き肉及び内臓に限る。)、豚肉(豚の枝肉由来の骨付きの肉及び骨なしの肉(ひき肉を除く。)、横隔膜筋部並びに脂肪のうち、冷蔵又は冷凍されたもの)) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等 | ② ① |
| | 輸出検疫証明書(原皮(平成23年2月4日以降にと殺された偶蹄類から生産されたもの)(豚原皮を除く)) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(豚原皮) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | GMP証明書(最終加工施設の認定が必要。上記、食肉衛生証明書の対象品目を除く。) (ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等(※4)、JFS-B規格適合証明書、上記、食肉衛生証明書も可。)※5 | 近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等 | ④ |

| | | | |
|-------|--|---------------------|---|
| 韓国 | 輸出検疫証明書(鶏卵)【牛肉、豚肉、鶏肉は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(原皮(牛由来・豚由来)) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 衛生証明書(製造・加工等施設の認定が必要)(畜産加工品(食肉加工品、乳加工品及び卵加工品)及び食肉・卵含有加工品(食肉や卵を主原料とする製品のうち、畜産加工品以外のもの)) | 近畿農政局 | ④ |
| | 動物由来原料を含む犬・猫・ハムスター・フェレット用ペットフードを輸出する製造施設は輸出国政府(動物検疫当局)による登録及び韓国政府への通知並びに韓国政府による承認が必要 | 消費・安全局 動物衛生課国際衛生対策室 | ⑤ |
| | 輸入停止(福島県、茨城県)(原乳) 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県(13都県))(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明) | 近畿農政局 | ④ |
| | 産地証明書(上記、13都県以外)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明) | | |
| 中国 | 輸出検疫証明書【輸出不可】※6 | — | ② |
| | 輸出検疫証明書(鹿の骨及び皮(工業用に熱処理したものに限る))(中国向け鹿の骨及び皮の輸出加工施設として中国政府の登録が必要) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(洗浄羽毛)(中国向け洗浄羽毛加工施設として中国政府の登録が必要) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県))(すべての食品、飼料) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(乳及び乳製品)(事実上輸入停止)※6、※7 産地証明書(上記、10都県以外)(乳及び乳製品以外の畜産物・畜産加工品、飼料)(事実上輸入停止)※6 | 近畿農政局 | ④ |
| フィリピン | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(原皮(豚原皮を除く)) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(豚原皮(工業用)) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| ベトナム | 輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、鶏肉)【鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(原皮) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(食鳥肉取扱施設の認定が必要)(食鳥肉(食鳥の生肉、冷凍肉その他食鳥の生及び冷凍の可食部分(製造の過程において認定施設以外の施設を経由したもの)を除く。)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉、豚肉(牛及び豚の生肉及び内臓(心臓、肝臓及び腎臓に限る。)であって冷蔵又は冷凍のもの)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| マレーシア | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(乳及び乳製品)(動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、マレーシア検疫検査局により発行されたImport permitに基づき輸出検査) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3 | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| ミャンマー | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |

| | | | |
|-----|---|--|-------|
| | 輸出検疫証明書(牛肉、牛肉製品、豚肉製品)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 (殻付き家きん卵:国内において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、家きん及び家きん由来製品について輸出検疫証明書の交付を一時停止) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(乳及び乳製品)(二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(犬猫用ペットフード、犬猫用ガム)(二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| 台湾 | 輸出検疫証明書(動物用調整飼料)(二国間で締結した条件ではないため、輸出の都度相手国に受入条件を御確認ください。) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(牛の可食部位(取扱要綱等に掲げる肉及び臓器等を含まない))) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 原料食肉衛生証明書(牛肉製品製造施設又は豚肉製品製造施設の認定が必要)(牛肉製品(使用される原料肉が牛肉のみである加工品又は、これをさらに加工した製品で取扱要綱等に掲げる製品)、豚肉製品(使用される原料肉が豚肉のみからなる加工品又は、これをさらに加工した製品)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 衛生証明書(乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び缶詰家きん肉製品)(取扱要領等に定める品目) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(原皮) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(内臓、骨及び脂肪を含む。)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(豚肉(細切したものと含む)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| 香港 | 食肉衛生証明書(食鳥処理場等の施設認定が必要)(家きん肉(細切したものと含む)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 衛生証明書(アイスクリーム類等(アイスクリーム類のほか、冷凍で販売される菓子類をいう)) | 各地方自治体(※4)の保健所等 | ① |
| | 衛生証明書(乳、乳飲料及びクリーム) | 各地方自治体(※4)の保健所等 | ① |
| | 輸入停止(福島県)(牛乳、乳製品、粉乳) 放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(4県))(牛乳、乳製品、粉乳) 放射性物質検査証明書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(5県))(食肉、家きん卵) | 近畿農政局 | ④ |
| | 輸出検疫証明書(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の施設認定が必要)(牛肉(牛の可食部位(骨格筋及び内臓(舌、頸肉、心臓、横隔膜、胃、小腸、大腸及び肝臓)))) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 食肉衛生証明書(豚肉(内臓等の副産物を含む。)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| マカオ | 食肉衛生証明書(食鳥処理場等の施設認定が必要)(家きん肉(鶏、あひる及び七面鳥の可食部位)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県))(肉及びその製品、家きん卵、乳及び乳製品)※8 放射性物質輸入規制に関する申告書(上記、10都県以外の肉及びその製品、家きん卵、乳及び乳製品) | マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※9 | ④ |

| | | | |
|----------|---|-----------------------|-------|
| EU | 輸出検疫証明書(牛肉※10、鶏肉、鶏卵※11、卵製品、ケーシング、乳製品※12)【豚肉は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 輸出検疫証明書(施設の認定が必要)(ペットフード等(ペットフード、動物性加工たん白質飼料、飼料用魚油、家きん卵由来飼料)) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の可食部位)、家きん肉(肉や卵の生産を目的として飼養された鶏、あひる及び七面鳥の可食部位)) | 地方自治体(※2)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 衛生証明書(施設の認定が必要)(ケーシング(牛、めん羊、山羊、豚等の動物の腸を加工したもので、ソーセージ等の製造に際して、肉を詰めるために使用されるもの)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 衛生証明書(食肉製品製造施設等の認定が必要)(食肉製品(牛肉、豚肉又は家きん肉(鶏、あひる及び七面鳥)の可食部位の加工品又はそれらをさらに加工した加工品)、乳製品(生乳(牛、山羊又はめん羊に由来する乳)の加工品又はそれらをさらに加工した加工品をいう(直接飲用に供する目的で処理したものを含む))、殻付き卵(鶏から採取され、直接食用又は卵製品の調製に適した殻付き卵(ゆで卵等の調理した卵を除く。)及び卵製品(殻付き卵の加工品(液卵を含む。)又はそれらをさらに加工した加工品)) 食肉製品及び乳製品については、対EU輸出認定施設が未指定のため、輸出できません。 (ランビースキン病発生により、英国については、牛由来の未殺菌の生乳及び乳製品(初乳も含む)は輸出できません) | 地方自治体(※4の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 衛生証明書(施設の認定が必要)(ゼラチン(動物の骨、皮、腱から製造したコラーゲンの部分的加水分解により得られたゲル化するまたはゲル化しない天然可溶性タンパク質)及びコラーゲン(動物の骨、皮、腱に由来するタンパク質を基盤とする製品)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (③) |
| | 衛生証明書(EU認定施設由來の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として水産製品又は養蜂製品を使用している(肉製品、乳製品、卵製品を使用していない)温度管理が必要な混合食品))) | 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ | ① ④ |
| | 輸出検疫証明書(EU認定施設由來の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として、肉製品、乳製品、卵製品を使用しているもので温度管理が必要な混合食品、又は、温度管理の必要がない混合食品))) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| ロシア | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】(ベラルーシを含む) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉) (カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア及びキルギスを含む) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| | 放射性物質検査証明書(放射性物質検査報告書を添付)(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都(6都県))(食品(水産物を除く)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)) | 近畿農政局 | ④ |
| アラブ首長国連邦 | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3 | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| カタール | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3 | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| サウジアラビア | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3 | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| バーレーン | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | ② |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉)※3 | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |

| | | | |
|----------|---|--------------------|-------|
| オーストラリア | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 輸出検疫証明書(牛肉エキス)(動物検疫所の輸出検査の申請に先立ち、オーストラリア農業省より輸入許可の取得が必要) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 輸出検疫証明書(常温保存可能牛肉製品(レトルト、缶詰等の食品))(オーストラリア農業省より輸入許可の取得が必要) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 輸出検疫証明書(乳及び乳製品)(動物検疫所の輸出検査の申請に先立ち、permitの取得が必要) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等のHACCP等の認定が必要)(牛肉(牛の骨なしの骨格筋(部分肉を細切したもの及び横隔膜を含む。))) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (3) |
| ニュージーランド | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の可食部位)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| 米国 | 輸出検疫証明書(牛肉、鶏卵)【豚肉、鶏肉は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の可食部位)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (3) |
| カナダ | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 輸出検疫証明書(乳及び乳製品) | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等のHACCP等の認定が必要)(牛肉(牛由來の骨付きの肉及び骨なしの肉(ひき肉及びひき肉の原料となる肉を除く。)並びに牛の内臓(甲状腺、喉頭、経産牛の子宮及び乳房を除く。))) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (3) |
| アルゼンチン | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の骨付き又は骨なしの骨格筋に限る。)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| ウルグアイ | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛の骨付き若しくは骨なしの骨格筋又は横隔膜であり、牛の頭部、足部(四肢の手根関節又は足根関節遠位端以降の部位)、蹄、内臓を含まない)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |
| ブラジル | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等のHACCP等の認定が必要)(牛肉) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① (3) |
| メキシコ | 輸出検疫証明書(牛肉)【豚肉、鶏肉、鶏卵は輸出不可】 | 動物検疫所神戸支所、関西空港支所 | (2) |
| | 食肉衛生証明書(と畜場等の認定が必要)(牛肉(牛肉及びその加工品)) | 地方自治体(※4)の食肉衛生検査所等 | ① |

※1: 本表の記載以外の国・地域及び食肉、乳製品その他の畜産物について、検疫関係は動物検疫所(問合せ先②)に、衛生証明、放射性物質に係る輸入規制等については農林水産省(問合せ先①)又は近畿農政局(問合せ先④)にご確認ください。

※2: インド向け輸出食品の製造施設登録について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/in_registration.html

※3: 国から認められたハラール認証機関によるハラール証明を受ける必要があります。

※4: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※5: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp.cert.html

※6: BSE及び口蹄疫発生のため、牛、牛肉、豚、豚肉、乳、乳製品等の輸入を停止。高病原性鳥インフルエンザ発生のため、家きん、家きん肉、家きん卵等の輸入を停止。

※7: 乳及び乳製品については、輸出に必要な放射性物質検査証明書の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止。

※8: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制

※9: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。

マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf

※10: ランピースキン病の発生により、EU及び英国については、内臓(横隔膜及び咬筋は除く)は輸出できません。

※11: EU向け殻付き卵は、登録生産農場や認定施設が未指定のため、まだ輸出できません。

家きんの畜産物の輸出 https://www.maff.go.jp/aqs/hou/exkakin3.html#eu_c

※12: ランピースキン病発生により、英国については、牛由來の未殺菌の生乳及び乳製品(初乳も含む)は輸出できません。

問合せ先一覧

- | | |
|---|-------------------|
| ① 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 03-3501-4079 |
| ② 動物検疫所 神戸支所 検疫課【輸出検疫証明書】 https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html | Tel: 078-222-8990 |
| ③ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【と畜場等の認定制度】 | Tel: 06-4791-7312 |
| ④ 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html 【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html | Tel: 075-366-4053 |
| ⑤ 消費・安全局 動物衛生課国際衛生対策室【韓国向け輸出ペットフード施設登録】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-838.pdf | Tel: 03-3502-8295 |